

令和5年第11回広島市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和5年10月5日(木) 開会 午後1時30分
閉会 午後2時50分

2. 場 所 東区役所3階 第4・5会議室

3. 委員定数 19名

4. 出席委員 12名

1	福島 幸治	2	鍛冶山 正照	3	己斐 潔
4	山本 香織	5	溝口 憲幸 (欠席)	6	上垣内 保之
7	浅元 恒夫	8	岩重 隆弘 (欠席)	9	下谷 邦代 (欠席)
10	佐藤 和夫	11	高畠 辰也 (欠席)	12	沼田 聖 (欠席)
13	谷口 憲	14	船木 良江	15	河野 芳徳
16	山縣 由明	17	吉田 米治	18	奥田 一成 (欠席)
19	児玉 一成 (欠席)				

5. 欠席委員

5番 溝口 憲幸 8番 岩重 隆弘 9番 下谷 邦代
11番 高畠 辰也 12番 沼田 聖 18番 奥田 一成
19番 児玉 一成

6. 議事録署名者

10番 佐藤 和夫 13番 谷口 憲

7. 職務のため出席した事務局職員

事務局長	大畦 裕之	事務局次長	小路 和典
主幹(事)主任	平木 周二	主 事	山崎 智晴
主 事	西村 昌敏	主任技師	小林 孝次

8. 総会議事日程

・農地に係る審議事項

- (1) 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 農地法第4条の規定による許可申請について
- (3) 農地法第5条の規定による許可申請について
- (4) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について
- (5) 農地法第5条の規定による許可条件の事業計画変更承認申請について

(6) 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないこと（非農地）の判断について

・農地に係る報告事項

(1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処理について

(2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処理について

(3) 非農地証明申請の専決処理について

(4) 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利取得届出の専決処理について

(5) 農地転用届出撤回の専決処理について

(6) 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について

・その他

(1) 農業委員会農地利用最適化推進委員の辞任の同意について

(2) 弁明書の提出について

(3) 令和5年第4回広島市議会定例会の報告について

(4) 令和6年度広島市農政に関する意見書について

(5) 令和6年度農業担い手育成研修生の募集について

(6) 農業委員会だよりの取材依頼（令和6年冬号）について

(7) 令和5年度第4回地区協議会の日程等について

(8) 令和5年10月の現地調査日程について

議 事

議 長（福島会長）

それでは、令和5年第11回広島市農業委員会総会を開会します。

本日の欠席は、5番、溝口委員、8番、岩重委員、9番、下谷委員、11番、高島委員、12番、沼田委員、18番、奥田委員、19番、児玉委員です。出席者が過半数に達しており総会は成立します。

まず、本日の議事録署名者を指名します。10番、佐藤委員、13番、谷口委員です。お願いします。

それでは、審議に入ります。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、8件を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局（山崎主事）

議案第1号、耕作目的の農地の売買等に関する農地法第3条の許可申請8件について説明します。議案の3ページ、4ページをご覧ください。

1番は、海外に移住した譲渡人の遺言により、親族の姉弟が譲り受けるものです。許可後の耕作面積は持分2分の1相当の67.5㎡と、自作地を合計した400.5㎡となります。

2番は、長男の農地を管理していた譲受人が、長男の農地を相続した譲渡人から贈与を受けるものです。

3番、4番は、不在地主の譲渡人2名から農地を譲り受け、新規に就農するものです。水稲及び果樹を栽培する旨の営農計画書が添付されています。

5番は、経営規模拡大のため申請地を取得するものです。

6番は、海外在住の譲渡人から委任を受けた代理人が、譲受人へ贈与するものです。

7番は、譲受人の農地と道との間にある申請地を取得することで、利便性を向上するものです。

8番は、親族である譲渡人から農地を譲り受けて新規就農するもので、譲受人が相続で取得した農地とともに耕作していくものです。

申請地は、農地法第3条第2項に規定する不許可の要件のいずれにも該当しないものと思われます。これらの案件は、総会で承認されますと、農業委員会の会長名で許可することとなります。以上で議案第1号の説明を終わります。

議 長

それでは、担当委員の意見を伺います。1番は私です。

9月22日に、私と溝口委員、事務局と現地調査を行いました。先ほど説明がありましたとおり、遺言により135㎡を譲受人2名が持分2分の1ずつ取得するもので、問題はないと思います。

議 長

2番、上垣内委員。

上垣内委員

6番の上垣内です。2番について、9月21日に浅元委員、事務局2名と現地調査しました。現地の管理はきちんとしており、全く問題はないと判断します。

議 長

3番、4番、岩重委員は欠席です。意見は事務局に伝えているとのことで、事務局から説明をお願いします。

事務局（山崎主事）

代読いたします。8番の岩重です。3番、4番の案件は、9月20日に己斐委員、事務局職員2名とで現地確認をしました。申請地は、どちらも休耕地ですが草刈がされ管理されていました。3番、4番とも譲受人は同じ人で水稲やブルーベリー、柿などの栽培計画が出ています。譲渡人はどちらも県外に住まわれていて今後も管理が出来ないため、申請地を譲りたいとのことです。この申請は問題ないと思います。

議 長

5番、己斐委員。

己斐委員

3番の己斐です。5番は、令和5年9月20日水曜日に岩重委員及び事務局職員とで現地調査を行いました。譲渡人は、多忙につき耕作が困難なため、譲り渡したいとのことです。譲受人は、申請地が自宅前であり、以前から規模拡大のために購入したいと欲していたようです。所有権移転後は、野菜等の栽培に取り組む予定であり、この申請について異議はありません。

議 長

6番から8番、吉田委員。

吉田委員

17番の吉田です。6番案件は、先月9月21日事務局2名と奥田委員にて現地調査を行いました。譲受人は、海外在住の譲渡人の親戚にあたり、当該農地を20年以上管理しており、この度代理人を介して譲り受け、耕作するもので、異議ありません。

次の7番は、前件同様に9月21日に現地調査を行いました。2筆の面積は狭小ですが、管理しやすいため取得するものであり、異論ありません。

8番も同日に調査を行いました。譲受人は、実家前の当該農地を果樹栽培を行うため取得するものであり、異論ありません。

議 長

それでは、その他、ご意見等ございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようですが、許可相当と認めることに異議はございませんか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、8件を許可することに決定します。

続きまして、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について2件を上程します。事務局に説明をお願いします。

事務局（山崎主事）

議案第2号、所有者自らによる転用に関する農地法第4条の許可申請の2件について説明します。議案の5ページをご覧ください。

1番は、雑種地への転用事案で、申請地を、貸駐車場として利用しようとするものです。申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、第2種農地であり、転用許可できない区域に立地する農地ではなく、また、転用の確実性があり、被害防除措置も妥当と認められることから、農地法第4条第6項に規定する不許可の要件のいずれにも該当しないものと思われま

す。2番は、農地改良を目的とした一時転用事案です。埋め土により、農地の利便性を向上させ、工事完了後は畑として蕨等の栽培を行うものです。一時転用期間は令和6年5月31日までとなっています。なお、申請地は既に転用目的の用に供するために、一部着工していましたが、現在は中止しています。広島市農業委員会の違反転用に係る事務処理要領に基づき、追認許可しようとするもので、申請書には始末書を添付させています。本案件は、農用地区域内の農地であり、その許可方針は、原則として許可しないとなっていますが、審査基準により、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるに該当し、不許可の例外に該当するものと思われま

す。これらの案件は、本総会で承認されますと、農業委員会の会長名で許可することとなります。以上で議案第2号の説明を終わります。

議 長

それでは、担当委員の意見を伺います。1番、上垣内委員。

上垣内委員

この案件は、9月21日に事務局2名と現地調査しました。申請地に隣接する法人等の駐車場が手狭なため、申請人が駐車場として整備し、貸すという案件です。問題はないと思います。

議 長

2番担当の岩重委員は欠席です。意見は事務局に伝えているとのことで、事務局から説明をお願いします。

事務局（山崎主事）

代読いたします。8番の岩重です。2番の案件は、9月20日に事務局職員2名とで現地確認をしました。現地は既に建設残土などが置かれていましたが、始末書の提出がありました。申請地は農地改良のため、一時転用を行い完成後は農地に復元するとのことです。この申請は問題ないと思います。

議 長

それでは、その他、ご意見等ございますか。

（委員：意見なし）

議 長

意見がないようですが、許可相当と認めることに異議はございませんか。

（委員：異議なし）

議 長

異議がないので、2件を許可することに決定いたします。

続きまして、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について16件を上程します。事務局に説明をお願いします。

事務局（山崎主事）

議案第3号、転用を目的とする農地の売買等に関する農地法第5条の規定による許可申請の16件について説明いたします。議案の6ページから8ページをご覧ください。

1番は、雑種地への一時転用事案で、申請地を借り受け、山中にある寺の改修工事の資材をヘリコプターで運搬するため、資材置場及びヘリポートとして利用しようとするものです。転用期間は許可日から令和6年1月31日までと

なっています。

2番は、宅地への転用事案で、申請地を借り受け、分家住宅を建築しようとするものです。申請地は元々一筆の土地でしたが、利用権が設定されている部分を分筆し、残地部分を転用しようとするものです。

3番は、宅地への転用事案で、申請地を隣接する宅地と共に譲り受け、附属建物及び庭敷として利用しようとするものです。

4番から11番、13番及び14番は、雑種地への転用事案で、申請地を譲り受け、太陽光発電設備として利用しようとするものです。

12番は、公衆用道路への転用事案で、申請地を譲り受け、里道を拡幅するものです。

15番は、宅地への転用事案で、不動産の賃貸、管理等を営む譲受人が、申請地を譲り受け、貸ガレージ用倉庫として利用しようとするものです。

16番は、雑種地への転用事案で、15番の譲受人のグループ会社社員である譲受人が、申請地を譲り受け、貸ガレージの来客用駐車場及び駐車場への進入路として利用しようとするものです。併せて、貸ガレージの管理を行う予定です。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、第2種農地であり、転用許可できない区域に立地する農地ではなく、また、転用の確実性があり、被害防除措置も妥当と認められることから、農地法第5条第2項の不許可の要件のいずれにも該当しないものと思われます。

また、3番から11番、13番及び14番の案件は、農振農用地でありましたが、農業振興地域の整備に関する法律に基づく第12条公告が3番は本年2月16日付けで、4番から11番、13番及び14番は同年8月31日付けでされており、農用地区域から除外されたことを確認しています。

12番の案件は、申請地が既に転用目的の用に供されているため、広島市農業委員会の違反転用に係る事務処理要領に基づき、追認許可しようとするもので、申請書には始末書を添付させています。

2番を除く15件の案件は、本総会で承認されますと、農業委員会の会長名で許可することとなります。

2番は、市街化調整区域内に建築物を新築する案件であり、都市計画法の許可を要するため、本総会で承認されますと、同法を所管する宅地開発指導課の許可と同時に、農業委員会の会長名で許可することとなります。

以上で議案第3号の説明を終わります。

議 長

それでは、担当委員の意見を伺います。1番、山本委員。

山本委員

4番、山本です。9月19日に事務局職員と現地を確認しました。申請地を令和6年1月末まで貸借し、寺の修繕に伴う工事のためのヘリポート及び資材

置場とするものです。現在は保全管理状態でしたが貸借期間終了後は原状回復し、返却するとのこと。周辺は資材置場等への転用が進んでいるところで農地はなく、一時転用に問題はないと思います。

議 長

2番、上垣内委員。

上垣内委員

6番の上垣内です。9月21日に事務局2名と現地調査しました。この案件は、申請地に、譲受人が分家住宅を建てようとするものです。譲受人が〇〇に戻って来られ、高齢の父の面倒を見るとのことです。問題ないと判断します。

議 長

3番、浅元委員。

浅元委員

7番の浅元です。昨年9月21日に事務局職員2名と現地調査を行いました。1年前のことですので、再度昨日現地確認を行いました。申請地は、以前より隣接の宅地の敷地として利用されており、地目が田畑であるものの、実質は、附属建物が建っており、小規模な家庭菜園のかたちで利用されていました。この度、譲受人が既存の建物及び附属建物とその庭敷き一式を自己用住宅として利用するために申請が出されたものです。既に本件土地については、農用地区域から除外されています。本件申請については、周辺地区への影響や農業振興上特に問題はなく、許可相当と判断します。

議 長

4番から11番、担当の岩重委員は欠席です。意見は事務局に伝えているとのこと、事務局から説明をお願いします。

事務局（山崎主事）

代読します。8番の岩重です。4番から11番について説明します。申請地は農振除外で3月22日に事務局職員2名と現地確認をしています。今回の転用申請に伴い9月20日に再度現地の確認を行いました。4番から11番の申請地は狭小地や段差のある農地、大型農機の出入りが難しい農地でしたが保全管理されていました。

4番から11番の譲渡人はこの先も耕作の予定もなく管理が出来ないため、太陽光発電の用地として売却するものです。周辺農地への影響もないと思いますので、この申請は問題ないと思います。

議 長

1 2 番から 1 4 番、己斐委員。

己斐委員

3 番の己斐です。1 2 番は、令和 5 年 9 月 2 0 日水曜日に事務局職員 2 名と現地調査を行いました。申請地は、譲受人の自宅に入る道路として必要なため、里道の拡幅を行い公衆用道路として利用しているものです。この案件については、始末書が添付されております。譲受人の利便性を考慮すれば、やむを得ないものと思われまので異議はありません。

1 3 番と 1 4 番は、農振除外案件で、令和 5 年 3 月 1 7 日金曜日に事務局職員 2 名と現地調査を行ったものです。

1 3 番の現況は、自己保全管理され休耕中でした。この申請は、平成 2 1 年に農地を相続したものの、現在まで耕作されておらず、将来的にも耕作の目途が立たず苦慮していた時に、譲受人から太陽光発電の話を受け、農地の有効利用を行うために所有権移転を行うものです。周辺農地も休耕中で耕作されておらず、太陽光発電を設置することによる耕作への影響はありません。

1 4 番も現況は休耕地でした。平成 1 8 年に相続し、現在まで耕作されておらず、太陽光発電用地での話があり、譲受人に所有権移転するものです。申請地周辺には太陽光発電設備が設置されており、耕作には影響はないものと思います。異議はありません。

議 長

1 5 番、1 6 番、船木委員。

船木委員

1 4 番、船木です。令和 5 年 9 月 2 0 日に事務局職員 2 名と現地調査を行いました。1 5 番は、譲受人が貸ガレージ用地として利用するため、鉄骨造建物を 4 棟建設予定となっております。1 6 番は、1 5 番の貸ガレージへの進入路となります。また、この物件のすぐそばに譲受人のグループ会社の社員が居住し管理する予定があり、問題はないと思います。

議 長

それでは、その他ご意見ございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようですが、許可相当と認めることに異議はございますか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、2番を除く15件を許可することに決定いたします。2番については、本総会で承認されますと、都市計画法に規定する開発行為の許可に合わせ、農業委員会会長名で許可することといたします。

続きまして、議案第4号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について1件を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局（山崎主事）

議案第4号、市街化区域内農地の転用のための権利移動の届出に関する農地法第5条第1項第6号の届出の1件について説明します。議案の9ページをご覧ください。

1番の申請地は、賃貸借の目的となっている農地ですが、令和4年10月17日付けで農地法第18条第1項の許可申請が提出され、令和5年4月5日の総会で許可相当と判断し、広島県農業会議の意見聴取で異議なしの回答を得て令和5年4月19日に農業委員会の会長名で許可した案件です。

農地法施行規則第50条第2項に、「届出書を提出する場合には、次に掲げる書類を添付しなければならない。」とされており、第2項第2号に、「届出に係る農地又は採草放牧地が賃貸借の目的となっている場合には、その賃貸借につき法第18条第1項の規定による解約等の許可があつたことを証する書面」とされています。

この解釈について広島県就農支援課に確認したところ、農地法第18条第1項の許可書を添付すれば、5条届出の受理ができ、受理書をもって所有権移転登記もできる。賃借人の権利については、農地法第16条に、「農地又は採草放牧地の賃貸借は、その登記がなくても、農地又は採草放牧地の引渡があつたときは、これをもってその後その農地又は採草放牧地について物権を取得した第三者に対抗することができる。」とされており、本件届出により土地所有者が変わったとしても、賃貸借契約の終了までは権利の主張ができるため、届出の受理にあたり、届出書に記載する「転用の時期」欄の「工事着工」は、賃貸借終了の日以降とする必要があるとのことでした。

資料の下段、広島市農業委員会事務局規定をご覧ください。局次長の専決事項を定めた第7条第2項に「同法第5条第1項第6号の規定に基づく農地転用届出について、農地等の利用関係に紛争がある等により特に慎重に審査する必要がある場合を除き専決することができる。」と定められており、本件の場合、農地法第18条第1項の許可について審査請求がされており、専決の要件を欠くことから総会の審議案件としたものです。

申請地は、農地法第5条第1項第6号に規定する届出にあたり、着工日を令和6年5月6日としており、農地法第18条第1項の許可書の写しを添付して届出を提出しており、届出を受理しない要件がないものと思われます。この案件は、総会で承認されますと、本日付けで受理し、農業委員会の会長名で受理書を交付することとなります。以上で議案第4号の説明を終わります。

議 長

それでは、担当委員は私です。先ほど説明がありましたとおり、18条と関

連する土地です。周辺農地には影響がないものと思われますので、問題ないと思います。

議 長

それでは、その他ご意見、ご質疑がございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようですが、届出を受理することに異議はございますか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、届出を受理することについて決定いたします。

続きまして、議案第5号、農地法第5条の規定による許可条件の事業計画変更承認申請について、2件を上程します。事務局に説明をお願いします。

事務局（山崎主事）

議案第5号、農地法第5条の規定による許可条件の事業計画変更承認申請2件について説明します。それでは、議案の10ページ、11ページをご覧ください。

1番は、〇〇株式会社が令和4年11月21日付けで一時転用許可を受け、〇〇川災害復旧工事の現場事務所及び工事用道路として使用するため借り受けた申請地を、本件災害復旧工事が河川内作業であり、出水期の作業に制限があるため、同目的での使用を前回の終期である令和5年9月30日から令和6年7月31日までとする事業計画変更承認を受けようとするものです。

2番も同じく、〇〇株式会社が令和4年12月21日付けで一時転用許可を受け、〇〇川災害復旧工事の工事用道路として使用するため借り受けた申請地を、1番と同様の理由で、同目的での使用を前回の終期である令和5年9月30日から令和6年6月30日までとする事業計画変更承認を受けようとするものです。

1番と2番の終期が異なる理由は、まず工事用道路の撤去を行い、その後現場事務所の撤去を行うためと伺っています。以上で議案第5号の説明を終わります。

議 長

それでは、担当委員の意見を伺います。1番、2番、己斐委員。

己斐委員

3番の己斐です。1番、2番は令和5年9月20日水曜日に事務局職員2名と現地調査をいたしました。

1番は、令和4年11月7日開催の総会で審議し、同年11月21日付けで

一時転用を行った案件で、申請地を現場事務所及び工事道路とする、〇〇川災害復旧工事が河川内作業であり、出水期の作業に制限があるため、一時転用期間を令和6年7月31日までとするものです。

2番は、令和4年12月5日開催の総会で審議し、同年12月21日付けで一時転用許可を行った案件につき、申請地を工事用道路とするものであり、1番と同様の理由で一時転用期間を令和6年6月30日までとするものです。異議はありません。

議 長

それでは、その他ご意見等がございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようですが、承認することに異議はございませんか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、2件を承認することに決定いたします。

続きまして、議案第6号、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないこと、非農地の判断について、356件を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局（山崎主事）

議案第6号、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないこと、非農地の判断について説明いたします。

農地の利用状況調査の結果、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと認められる土地について、非農地の判断をすることとされており、その判断基準は、農業的利用を図るための基盤整備事業等が計画されていない土地のうち、森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合、又は、周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続利用できないと見込まれる場合のいずれかに該当するものと定められています。

議案の38ページをご覧ください。今回、1番から10番で上程している合計356筆の土地は、担当の農地利用最適化推進委員及び農業委員の調査で、現況が雑木、竹等の山林もしくは、雑木、カヤ等の原野であり、農地に該当しないと判断される土地です。以上で議案第6号の説明を終わります。

議 長

議案第6号について、事務局の説明が終わりましたので、担当委員のご意見を伺います。1番、己斐委員。

己斐委員

3番の己斐です。令和5年6月8日に松田推進委員と現地調査を行いました。土地所在地は安佐北区白木町大字三田、筆数9、面積1,038㎡、所有者7名です。調査の結果、現況は原野であったことをご報告いたします。

議 長

2番から6番の担当の沼田委員は欠席です。意見は事務局に伝えているとのことで、事務局から説明をお願いします。

事務局（山崎主事）

代読いたします。12番沼田です。2番から6番の案件について、前坊推進委員と現地調査をしました。その結果、山林・原野であったことを報告いたします。

議 長

7番、谷口委員。

谷口委員

13番の谷口です。7番につきましては、5月20日に鈴木推進委員と現地を確認しております。いずれも雑木が生えており、山林であったことを報告いたします。

議 長

8番、9番、船木委員。

船木委員

14番の船木です。6月15日に野平推進委員と現地調査をし、その結果、山林、原野であることを報告します。

議 長

10番、山縣委員。

山縣委員

16番、山縣です。本年5月23日、26日及び28日に藤岡推進委員と現地調査をした結果、いずれの土地も山林及び原野であることを報告いたします。

議 長

それでは、その他ご意見、ご質疑がございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようですが、非農地、つまり農地に該当しないと判断することについて、異議はございますか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、356件について非農地の判断をすることについて決定いたします。

以上で、農地に係る審議事項を終了します。

続いて、農地に係る報告事項に入ります。報告第1号から第6号の専決処理について、104件を一括して報告します。事務局から説明をお願いします。

事務局（山崎主事）

報告第1号から第6号までの専決処理について、説明します。報告第1号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出、31ページから33ページの14件及び報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出、34ページから42ページの50件は、広島市農業委員会事務局規程第7条第2項の規定により、事務局次長が専決処理をしました。

報告第3号、非農地証明申請、43ページから44ページの11件は、担当委員と現地調査を行い、広島市農業委員会事務局規程第7条第3項の規定により、事務局次長が専決処理をしました。

報告第4号、農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利取得届出、45ページから47ページの21件は、広島市農業委員会事務局規程第7条第5項の規定により、事務局次長が専決処理をしました。

報告第5号、農地転用届出撤回、48ページの1件及び報告第6号、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認、49ページから50ページの7件は、広島市農業委員会事務局規程第8条の規定により、事務局次長が専決処理をしました。以上で報告第1号から第6号までの説明を終わります。

議 長

事務局から説明のあった報告第1号から第6号について、何か質問がござい
ますか。

(委員：質問なし)

議 長

質問がないので、報告事項を終了します。

続きまして、議事日程5、その他事項に入ります。先月の総会で、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の変更に係る意見聴取」の中で、吉田委員から質問のあったことについて、事務局より説明があります。よろしくお願いします。

事務局（小林主任技師）

先月の総会で吉田委員からありました「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」の変更に係る意見聴取についての質問事項を説明いたします。資料の配付はございません。

基本構想の変更案の定義の項目において、「旧法を改正前の農業経営基盤強化促進法と定義しているが、旧法の記載が必要なのか。」という質問でございました。この件につきまして、意見聴取の依頼元の広島市経済観光局農林水産部農政課に確認し、回答がありましたのでお知らせします。

本変更案は、広島県が作成し、参考例として利用するよう通知があった「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（案）」に基づいて作成しています。その案の中で旧法が盛り込まれています。なお、変更案の中では利用権設定等促進事業の定義の中に「旧法」を使用しています。

以上が回答です。事務局の説明を終わります。

議 長

ただいま事務局から説明がありましたが、吉田委員、よろしいですか。

吉田委員

そうですね。旧法と新法を見なさいということだと思しますので、そのように見ようかなと思います。

議 長

続きまして、議案第7号、農業委員会農地利用最適化推進委員の辞任の同意について上程します。事務局に説明をお願いします。

事務局（平木主幹）

議案第7号、農業委員会農地利用最適化推進委員の辞任の同意については、議案を送付した後に、もう1名の辞任願が提出されましたので、議案を差し替えて上程します。議案は本日配付しましたA4、1枚物の資料となります。それでは、説明します。

議案にありますとおり、安佐北区白木地区の〇〇農地利用最適化推進委員、安芸区矢野・船越地区の△△農地利用最適化推進委員から、それぞれ辞任願が提出されました。理由は、〇〇推進委員が体調不良、△△推進委員が家庭の事情によるものでございます。このことにつきましては、農業委員会等に関する法律第23条に「推進委員

は、正当な理由があるときは、農業委員会の同意を得て推進委員を辞任することができる」と規定されていますので、この同意についてお諮りするものです。

以上で、議案第7号の説明を終わります。

議 長

議案第7号について、事務局の説明が終わりました。この同意についてお諮りいたします。辞任に同意される方は挙手をお願いします。

(委員：挙手多数)

議 長

同意が過半数と認められましたので、農地利用最適化推進委員2名の辞任願について同意することに決定します。

事務局から今後のスケジュールについて連絡があるとのことですので、説明をお願いします。

事務局（平木主幹）

今後のスケジュールについて説明いたします。現在2名の欠員になっておりますので、募集を11月1日から約1か月を募集期間とします。

募集案内は、市民と市政11月1日号、ホームページ、その他区役所等に募集案内を置く予定にしております。

11月末で募集を締め切りまして、12月中旬に選考委員会を開催しまして、候補者を決定します。候補者が決定しましたら、1月の総会において、委嘱の同意ということで、上程したいと思っております。

議 長

今説明したとおりですので、またはっきり決まりましたら、お伝えしますのでよろしくをお願いします。

続きまして、議案第8号、弁明書の提出について上程します。事務局に説明をお願いします。

事務局（西村主事）

それでは、説明いたします。議案第8号、弁明書の提出についてです。「議案第8号弁明書の提出について」という資料と本日配付した資料をご覧ください。

弁明書は農業委員会が、農地法第18条第2項の許可基準に該当することから、許可したもので、適法である旨の弁明をしています。

弁明書の提出について、総会で承認されますと、農業委員会の会長名で弁明書の正本、副本等を審理員へ提出することとなります。

以上で農地法第18条の規定による許可処分に対する弁明書の提出について説明を終わります。

議 長

ただいま事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等はございますか。

吉田委員

資料は、前回に配付していただいたものから、特別新しいものはないと思いますが、弁明書の作成それ自体、よくできていると言いますか、審査請求に対しての弁明書、しっかりしていると思います。弁明書の4の(1)と(2)にそれぞれ説明してありますので、特別意見はありません。これで良いと考えます。

議 長

それでは、弁明書の提出については、この内容としてよいでしょうか。

(委員：異議なし)

議 長

それでは、この弁明書を審査庁へ提出することとします。

引き続き、事務局からその他の報告をお願いします。

事務局（小路次長）

それでは、私の方から広島市議会定例会の報告をさせていただきます。配付資料、資料1、1ページをご覧ください。9月15日から28日まで開催されました令和5年第4回広島市議会定例会、農業関係質疑の要旨についてご報告いたします。

9月22日の本会議での一般質問で東区の森畠議員から、決壊により周辺区域に人的被害が及ぶことが懸念されるとして指定される「防災重点ため池対策」について、2点の質問があり、経済観光局長が答弁しました。

「水位計等を活用したため池の監視体制の整備についての初期導入費用は農林水産省から100%の補助率で施工できると聞くが、本市はどのようなシステムを導入することを検討しているのか。」との質問があり、「国は、緊急時の迅速な避難行動につなげる対策として、ため池の状況を速やかに把握するための水位計等による監視体制の整備を推進している。本市においても現在、水位計や監視カメラ等のため池監視システムの導入について検討している。」との答弁がありました。

次に、「水位計を長時間放置すると、水位データが変化しなくなる「水位固着」という現象が発生すると聞く。いざという時の住民の逃げ遅れを防ぐためには、自動で点検を行う「死活監視機能」を有したシステムの導入を検討する必要がある

あると思うが、どうか。」との質問に対して、「センサーの故障による水位データの誤表示となる「水位固着」という現象への対策としては、センサーを水面につけることなく水位を測定する電波式や超音波式の水位計のほかに、システムが正常に稼働しているか監視する「死活監視機能」を有するシステムも効果的であると考えている。より有効で安定的な運用が可能なシステムを検討したい。」との答弁がありました。

次に、9月22日にありました常任委員会での質疑の主なものについてご報告いたします。

安佐南区の確氷委員から、補正予算に上がっている農業者への省エネ機器等導入支援事業について質問があり、農政課長が答弁しました。

「事業の目的は何か。具体的にどのような支援を行うのか。」との質問があり、「物価高の影響を受けながらも、農産物の販売価格に転嫁することが難しい農業者に対し、生産コストの削減等による継続的な効果が得られる支援を行うことで、その経営改善を図ることを目的とするもので、生産コストの削減等による経営改善の効果が期待できるものとして、省エネ化や省力化、生産性の向上に資する機器等の導入に対し、補助金を交付するものである。」この事業には、「省エネ機器等導入事業費補助」と「施設園芸エネルギー転換事業費補助」という2つの補助があるのですが、「省エネ機器等導入事業費補助は、地方創生臨時交付金を活用し、栽培管理や作物の収穫等におけるコストの削減又は生産性の向上に資する機器購入費及び工事費の4分の3、1者当たりの限度額1,000万円を補助するもので、施設園芸エネルギー転換事業費補助は、通年で栽培可能な加温施設で使用する省エネ機器等の購入費及び工事費の4分の3を補助するもので、こちらの限度額は設けていない。」と答弁しました。

次に、「本事業の補助対象者はどうなっているのか。」との質問に対して、「両事業とも、認定農業者と認定新規就農者としている。」と答弁しました。「対象者を認定農業者等としたのはなぜか。」につきましても、「本市農業の主要な担い手である認定農業者等の経営に係る経費の多くを占める雇用費や燃料費、光熱水費等も上昇し、その経営を圧迫し経営改善が必要となっている。生産コストの削減等による経営改善効果が継続的に期待できる省エネ化や省力化、生産性の向上に資する機器の導入を支援することが、重点的に支援措置を講じる観点からも必要であると判断し、本事業の対象者とした。また、広島市認定農業者協議会から、物価高騰により経営が圧迫する中、生産コストの削減等に繋がる省エネ化や省力化、生産性の向上に資する機器等の導入について支援して欲しいとの経営改善に対する要望があった。」と答弁しました。

次に「具体的にどのような機器等が対象となるのか。」との質問があり、「省エネ機器等導入事業費補助は、野菜の品質保持のための冷蔵庫、野菜の収穫機や野菜の自動包装機、ビニールハウスの環境制御装置や自動かん水装置等を想定している。施設園芸エネルギー転換事業費補助は、ヒートポンプや木質バイオマスボイラー、高性能な被覆資材等を想定している。」と答弁しました。

「この事業をどのように周知していくのか。」につきましても、「認定農業者

等に対し、事業チラシの配付を行うほか、ホームページへの掲載を行う」と答弁しています。

「スケジュールはどのようになるのか。」との質問について、「申請期間は、令和5年10月から12月頃を予定しており、補助対象者の機器導入期限は令和6年2月末を予定としている。」と答弁しております。

最後に「本事業は、継続して行うのか。」との質問については、「現時点では継続の予定はない。」と答弁しております。報告は以上です。

事務局（小林主任技師）

続きまして、令和6年度広島市農政に関する意見書について説明します。

前回の総会にて承認をいただきました意見書について、内容の趣旨は変わっておりませんが、文言を1か所修正しましたので、報告いたします。配付資料の資料2、4ページ、5ページをご覧ください。

意見事項2、有害鳥獣対策の強化についての説明です。3行目を「有害鳥獣被害は、農業者の営農継続の意欲を減退させ、耕作放棄につながるケースが多い。」と変更することとし、下線部の一字「も」を削除しています。

次に、意見書提出・要請の日程等について2か所修正がございます。6ページをご覧ください。議長への要請の時間ですが、市議会議長の都合により、当初の予定より30分繰り下げ、11時30分から12時に変更しています。また、議会側の出席者に「市政調査担当部長 小田 和生」を追加しています。

なお、当日のスケジュール等については、市及び議会と最終調整の上、決まり次第、出席者の方にお伝えいたします。以上で令和6年度広島市農政に関する意見書についての説明を終わります。

続いて、令和6年度農業担い手育成研修生の募集について説明します。農林水産振興センターから、令和6年度農業担い手育成研修生の募集について、パンフレットの配布及び周知への協力依頼がありましたので紹介します。まず、“ひろしま活力農業”経営者育成研修、令和6年度研修生募集のパンフレットをご覧ください。この研修では、主にコマツナなどの施設葉物野菜を生産する“ひろしま活力農業”経営者を育成します。募集期間は、10月1日（日曜日）から12月18日（月曜日）までとなっています。次に、令和6年度農業研修生募集のパンフレットをご覧ください。この研修は、直売向け多品目野菜の栽培技術などを習得するもので、就農できる農地がある者、新たに農地を借りて就農を目指す者のいずれも受講が可能です。募集期間は、10月1日（日曜日）から12月25日（月曜日）までとなっています。新規就農や農業研修の受講に関心のある方が近くにいらっしゃいましたら、ご紹介いただきますようお願いします。

事務局（山崎主事）

続きまして、農業委員会だより（令和6年冬号）1面記事について、説明します。配付資料8ページをご覧ください。農業委員会だよりは、農業委員会の広報誌として年に2回、7月と1月に発行しております。1面の記事については、各地区で順番に委員が取材し、掲載することが決定されています。これは、

管内の農家、集落での各種事業の取組みなど、地区の農業委員・推進委員で協議して取材し、400～450字程度の文章を作成し事務局に提出していただくというものです。写真については事務局で取材同行し、撮影いたします。次の発行は令和6年冬号で、担当地区は安佐北区安佐地区になります。安佐北区安佐地区の農業委員・推進委員さんで協議の上、取材先等の決定をしていただき、決定しましたら、事務局にご連絡ください。原稿の提出は11月1日水曜日までをお願いします。これまでの担当地区と記事について列挙していますので、参照してください。

続きまして、令和5年度第4回地区協議会について説明します。10ページ、資料4をご覧ください。下の表のとおり、11月8日水曜日から11月13日月曜日までの間で各地区予定しております。開催時間・場所等ご確認いただければと思います。

続きまして、令和5年10月の現地調査日程について説明いたします。11ページ、資料5をご覧ください。16日月曜日の午前は旧市、午後は安芸区、17日火曜日の午前は安佐北区の可部・安佐地区、午後は白木・高陽地区、18日水曜日の午前は安佐南区、午後は佐伯区を予定しています。許可申請の状況により、開始時間の調整をさせていただきますので、よろしくをお願いします。以上、説明を終わります。

議 長

ただいま事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等は、ございますか。

(委員：意見なし)

議 長

これで令和5年第11回総会を終了します。次回の総会は、令和5年11月6日月曜日午後1時30分から、東区区役所3階第4・5会議室で行う予定です。

それでは、己斐会長職務代理者に閉会のあいさつをお願いします。

己斐会長職務代理者

長時間ご苦勞様でした。米農家の方は、かなり天気が良いということもあり、収穫に専念されていることと思います。私はNOSAIの調査員として被害調査で歩いていますが、8月末の水曜日から10月半ばまで、例年ですと毎週被害調査に出ていたのですが、今年は2回しか出ていません。ウンカ、イモチ等の病害虫の発生が無かったということです。2回出た中ではやはり鳥獣害、イノシシ、シカによる被害がありました。やはり、せっかく作られても、鳥獣の被害は見るも無残です。イノシシの被害にあうとお米を収穫しても、お米に臭いがつくので、それは買取しないことにしているようです。ちなみに先般、8月でしたが、箱罨、固定柵の件ですが、箱罨は警備会社に電話すれば来てくれます

が、固定柵については来てくれませんでした。その後、本庁の方から連絡がありまして、「OKになりましたよ」ということで、固定柵についても警備会社に電話をすれば、駆除班が来て、駆除し持って帰ってくれる、ということになったようですが、OKが出た途端に、イノシシもシカも入らないようになりました。ちなみに、私が処分したのが、トータルで言いますと、今年の4月から9月の初めまででイノシシ16頭、シカが3頭です。通常はシカが多いのですが、今年はイノシシの方が多かったです。イノシシの駆除の報償金が4,000円で、手数料を1,000円引かれますので、我々4人で管理しているのですが、実質3,000円が4人に入ってきます。16頭でも、駆除するのと、しないのでは大変違いますので。今年は10月30日まで駆除期間が残っています。それを過ぎると、鳥獣害駆除が終わりになり、また4月以降ということになるかと思います。

吉田委員

己斐委員、駆除したものの処分を警備会社で撤収していただくということ、先日の総会や今もお話がありましたが、あれは全区ではしてくれないのですね。市内全体で、警備会社が撤収してくれないのですよ。私も、それは便利になったなと思って問い合わせたところ、安佐北区と東区と安芸区の3区だけだそうです。安佐南区、佐伯区は対象外です。

己斐会長職務代理者

それは失礼しました。私は全市だと思っていました。

ということだそうです。特に白木は被害が多いところですので、私も駆除に大いに協力させてもらっております。それでは、どうもお疲れ様でした。